

平成28年監査公表第1号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成27年度工事監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月24日

扶桑町監査委員 岩本 幸松

扶桑町監査委員 近藤 五四生

工事監査

1. 監査実施日 平成28年1月14日（木）

2. 監査の対象 雨水貯留施設整備工事（柏森長畑地内）

3. 監査の方法 平成27年度施行の工事から上記工事を抽出した。

より優れた工事の完成を目的とし、工事の設計図書及び仕様書が適切かどうか、適合した工事なのかを、現場確認及び関係職員や施工業者の説明を求め、調査を実施した。

また、この監査は工事技術を主眼とするため、調査を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考に報告する。

雨水貯留施設整備工事

1. 概要	請負金額	106,164,000 円	
		(うち 7,864,000 円 消費税及び地方消費税)	
	工事請負業者	吉永建設工業株式会社	
	工事期間	平成 27 年 9 月 29 日～平成 28 年 3 月 18 日	
	工事概要	柏森長畑地内における雨水貯留施設整備工事	
		・貯留施設工	
		・機械電気設備工	
		・排水ポンプ設備工	
		・流入施設工	
	進捗状況	計画出来高 60.0% 実施出来高 51.0%	
		(平成 27 年 12 月末現在)	

2. 監査の意見

(1) 書類関係について

ア. 扶桑町公共工事請負契約約款第 46 条（火災保険等）に記載されている本工事の建設工事保険に火災保険が付与されているとのことであった。

建設工事保険等契約書の写しの控えを取っておくこと。また、契約期日の確認（検査完了及び工事目的物引き渡し迄）をしておくことが必要である。

(2) 施工に関する書類について

ア. 労働保険一括有期事業開始届の労働基準監督署提出（控え）を確認できなかったため、提出させることが望まれる。

(3) 安全管理に関する書類について

ア. 作業員への安全管理は、朝礼、TBM（ツール・ボックス・ミーティング）、KY 活動、新規入場者教育などの記録で作業員に周知徹底がなされているのか確認できなかった。施工計画に記載している安全管理項目の遂行指導をお願いする。

(4) 現場施工状況調査における所見について

- ア. 本工事は、オープン掘削であり、法肩から法尻まで高さ約4 m程度ある。作業員の墜落及び転落防止徹底のため、作業員通路を明確にし、安全対策の徹底をお願いする。
- イ. 動力及び電灯線の結線部（テーピング部）の再確認と分電盤に取扱者名を記入させること。
- ウ. 貯留槽スラブ天端への昇降（梯子）は上部固定させること。
- エ. 工事現場への掲示が必要な許可票等の記載に誤りがあったため、確認と指導が必要である。

(5) 技術監査（調査）全般について

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、品質は良好であった。

しかし、現場の安全管理面をより徹底させる余地がある。

工事そのものは、計画及び設計通りに的確に施工されており、良い出来栄であった。施工計画に記載する、主要材料一覧表、段階確認予定表、出来型管理表を利用した監督員管理を行えば、より施工管理（工程内検査、段階検査）の工事監督員の関与が簡便化され、工事管理の技術継承に結び付くと考える。

本工事の管理状況は、書類も整備され適切であった。

今後、完了までの間が繁忙時期となる。安全に対してより重点指導の徹底をお願いする。